

奈良県特別職報酬等審議会

【 第 4 回 】

平成24年5月31日（木）
奈良県婦人会館 中研修室（1）

《 目 次 》

<貢>

1 第3回奈良県特別職報酬等審議会の審議内容について	1
2 各行政委員会の委員の活動内容等について	
奈良県の非常勤行政委員報酬等の状況	2
教育委員会の委員	3
選挙管理委員会の委員	4
人事委員会の委員	5
公安委員会の委員	6
労働委員会の委員	7、8
監査委員	9
収用委員会の委員	10
内水面漁場管理委員会の委員	11
3 教育長の活動内容等について	
教育長について	12
奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と 臨時代理に関する規則	13, 14
教育委員会の組織のイメージ	15
教育委員会事務局各課の業務内容	16, 17

第3回奈良県特別職報酬等審議会の審議内容について

事務局が資料に基づき行政委員会の制度、報酬等についての説明を行った後、委員による意見交換がなされた。

《事務局からの説明の概要》

- ・行政委員会の制度、報酬について
- ・奈良県の行政委員報酬の状況について
- ・行政委員報酬を巡る訴訟について
- ・行政委員報酬見直しの全国の動向について
- ・行政委員報酬のあり方に係る論点について
- ・教育長の給与の状況等について

《意見等の概要》

- ・各行政委員会の職務に適した有為の人材を確保するためには、相応の報酬が必要となるのではないか。
- ・勤務した日のみに対して報酬を支給すればよいという意見もあるだろうが、それ以外の日にも委員として必要な準備等を行うこともあり、実態として毎日業務に関わっているような状況のときもあるのではないか。
- ・民間では報酬はあくまで労働の対価という位置付けだが、行政委員の場合は委員会に出席する以外の日常的な負担をどのように評価していくか。
- ・行政委員会によって、活動状況が異なると思われる所以、個々に検討する必要があるのではないか。
- ・報酬のあり方の検討のため、各行政委員の活動状況等がわかる資料をもとに審議していくことが必要ではないか。

奈良県の非常勤行政委員報酬等の状況

委員会名		報酬額		委員数
教育委員会	委員長	月額	210,100円	1人
	委員	月額	192,300円	5人
選挙管理委員会	委員長	月額	210,100円	1人
	委員	月額	192,300円	3人
人事委員会	委員長	月額	210,100円	1人
	委員	月額	192,300円	2人
公安委員会	委員長	月額	210,100円	1人
	委員	月額	192,300円	2人
労働委員会	会長	月額	210,100円	1人
	使用者委員	月額	192,300円	5人
	労働者委員	月額	192,300円	5人
	公益委員	月額	200,100円	4人
監査委員	議会議員	月額	109,000円	2人
	委員	月額	210,100円	1人
収用委員会	会長	月額	210,100円	1人
	委員	月額	192,300円	6人
内水面漁場管理委員会	会長	日額	13,720円	1人
	委員	日額	13,720円	9人

※報酬額は平成23年12月改定

※労働委員会の会長は、公益委員から選任されている。

行政委員会名	主な職務権限	職務権限の根拠法令	委員人数 (うち常勤委員)	任期	任免手続
教育委員会	当該地方公共団体が処理する教育に関する事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条	6人 (1人)	4年	地方公共団体の長が議会の同意を得て任免(地教行法第4条)

1. 委員の主な業務内容

- ・定例会:月2回の定例教育委員会が開催されており、教育長に委任されていない事項の審議、議決等を行っている。
- ・臨時会:委員の人事案件や、定例会で間に合わない緊急を要する案件等がある場合は臨時会が随時開催されている。
- ・出張:教育委員長、教育委員の出席が必要な式典、行事、会議等に随時出張している。このほか、学校現場の状況を把握するため県内、県外の学校、教育施設の視察を行っている。
- ・研修・勉強会:文部科学省が実施する、新任の教育委員を対象とした研究協議会への参加や、全国都道府県教育委員会連合会総会や近畿2府4県教育委員協議会の事前打合せを実施している。また、平成24年度より教育課題を研究、議論するため協議会(勉強会)を実施している。
- ・県議会:県議会議長より定例県議会への出席が求められており、教育委員長または教育委員が出席している。
- ・その他:全国都道府県教育委員会連合会及び近畿2府4県教育委員協議会では、議題に関する都道府県間の意見交換がおこなわれており、参加に際しては、資料を収集し事前に勉強して会議での議論に備えている。

2-1. 活動内容及び活動回数(平成23年度実績)

※活動回数として把握できるものに限って記入。

項目	活動内容	詳細	委員長 又は 会長	委員 (4名)	計
定例会		月に2回程度開催し、議決・報告案件について説明を行い、承認を得る。	19	67	86
臨時会		委員長の改選等について審議を行う。	1	2	3
部会			-	-	-
	県議会・文教くらし委員会		11	18	29
	式典等出席	各表彰式や、記念式典等への出席	10	9	19
	研修会出席	教育課題・教育施策に関する研修、新任研修	3	5	8
	県内視察	県内の公立学校等の視察・意見交流を行う。	4	12	16
	県外視察	県外の公立学校等の視察・意見交流を行う。	2	7	9
	その他	協議会・会議・打合せ等	13	6	19
	合計		63	126	189

※委員長、委員の別(常勤委員を除く。)に記入してください。(委員については、延べ回数で記入してください。)

※「定例会」は毎月定例の委員会議、「臨時会」は臨時の委員会議、「部会」は特定の委員のみが参加する委員会議

※同じ日に複数の用務があった場合は、それぞれに回数を記入してください。(例:午前に定例会、午後に現地調査→「定例会」に1回、「その他」の「現地調査」に1回)

※複数日につき1回としてください。(宿泊を伴う2日間の会議→2回)

● 委員1人あたりの月平均活動回数

年度	H21	H22	H23
委員長又は会長	5回	4.1回	5.3回
委員	2.3回	3回	2.6回

●H21年度～H23年度の委員会議(定例会・臨時会・部会)の開催回数

	H21	H22	H23
定例会	19	19	19
臨時会	3	1	1
部会	0	0	0
合計	22	20	20

※1人あたりの月平均活動回数は、

「年間延べ活動回数÷委員人数÷12月」で算出

2-2. 2-1に記入した活動内容以外に委員として従事する業務

- ・議案、報告事項等の書類の事前確認
- ・研修会・意見交換会等の資料の事前確認
- ・全国会議、ブロック会議等の資料の事前確認、事後報告整理
- ・調査のため、教育関連資料の研究、分析
- ・式典等のあいさつ資料の事前準備

3. 委員の業務量が分かる客観的なデータ(活動回数以外)

- ・教育委員会会議の議題 議決事項35件 報告事項21件(承認事項) その他報告事項85件(了承事項) 計141件(平成23年度実績)
- ・県内視察 学校等施設数 県立高等学校4校 県立特別支援学校1校 市立小学校1校 その他学校1校 計7施設(平成23年度実績)
- ・県外視察 学校等施設数 県立高等学校2校 県立特別支援学校1校 市立小学校1校 その他教育機関1施設 計5施設(平成23年度実績)

4. 委員に就任することにより受ける行動の制限や服務上の義務

- ・教育行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の2に掲げられた基本理念に則して、教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない(地教行法第11条)
- ・地方公共団体の議会の議員、長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員、監査委員、地方公共団体の常勤及び短時間勤務の職員との兼職禁止(地教行法第6条)
- ・職務上知ることが出来た秘密を漏らすこと、政党その他の政治団体の役員となること、積極的に政治活動をすることの禁止(地教行法第11条)

行政委員会名	主な職務権限	職務権限の根拠法令	委員人数 (うち常勤委員)	任期	任免手續
選挙管理委員会	選挙の管理執行及び選挙争訟の処理 政治資金規正法等に基づく審査等	地方自治法第186条	4人 (0人)	4年	選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、普通地方公共団体の議会において選挙する。(地方自治法第182条第1項)

1. 委員の主な業務内容

主として以下の事項についての審議・決定を行う。
 (1)選挙の管理執行に関する事項(県が管理執行する衆議院小選挙区選出議員選挙・参議院選挙区選出議員選挙・県議会議員選挙・知事選挙について)
 (2)選挙に関する争訟に関する事項
 ①異議の申出に対する決定(県の選挙に係る選挙の効力又は当選の効力に関する異議の申出)
 ②審査の申立に対する裁決(市町村の選挙に係る選挙の効力又は当選の効力に関する審査の申立)
 ③訴訟事件の処理(上記①②の決定又は裁決を不服として訴訟の提起があった場合等に被告として対応)
 (3)政治団体に関する事項
 ①政治団体の設立届・異動届・解散届等の受理及び告示
 ②政治活動のために寄附を受け又は支出することができなくなった団体の決定及び告示
 ③政治団体の収支報告書の受理及びその要旨の公表

2-1. 活動内容及び活動回数(平成23年度実績)

※活動回数として把握できるものに限って記入。

項目	活動内容	詳細	委員長 又は 会長	委員 (3名)	計
定例会			12	36	48
臨時会			-	-	-
部会			-	-	-
その他活動	県議会		-	-	-
	式典等出席		-	-	-
	研修会出席		2	0	2
	選挙管理執行従事		3	9	12
	選挙関係会議等出席		7	1	8
	訴訟対応(裁判所出頭等)		5	5	10
合計			29	51	80

※委員長、委員の別(常勤委員を除く。)に記入してください。(委員については、延べ回数で記入してください。)

※「定例会」は毎月定例の委員会議、「臨時会」は臨時の委員会議、「部会」は特定の委員のみが参加する委員会議。

※同じ日に複数の用務があった場合は、それぞれに回数を記入してください。(例:午前に定例会、午後に現地調査→「定例会」に1回、「その他」の「現地調査」に1回)

※複数日にまたがる用務は、1日につき1回としてください。(宿泊を伴う2日間の会議→2回)

● 委員1人あたりの月平均活動回数

年度	H21	H22	H23
委員長又は会長	1.9回	2.4回	2.4回
委員	1.6回	1.9回	1.4回

※1人あたりの月平均活動回数は、

「年間延べ活動回数÷委員人数÷12月」で算出

● H21年度～H23年度の委員会議(定例会・臨時会・部会)の開催回数

	H21	H22	H23
定例会	12	12	12
臨時会	1	0	0
部会	-	-	-
合計	13	12	12

2-2. 2-1に記入した活動内容以外に委員として従事する業務

- ・政治及び選挙に関する知識の研鑽及び情報の取得並びに法解釈等にかかる事務局への指示
- ・選挙争訟にかかる争点の整理、裁決書・答弁書の作成

3. 委員の業務量が分かる客観的なデータ(活動回数以外)

- [平成21年度] ・衆議院議員総選挙
- [平成22年度] ・参議院議員選挙
- [平成23年度] ・奈良県議会議員選挙
・奈良県知事選挙
・審査の申立に対する裁決 1件
・当選無効等請求訴訟 1件

4. 委員に就任することにより受ける行動の制限や服務上の義務

- ・議員等兼職の禁止
- ・立候補の制限
- ・選挙運動の禁止
- ・守秘義務

行政委員会名	主な職務権限	職務権限の根拠法令	委員人数 (うち常勤委員)	任期	任免手續
人事委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・競争試験等の実施 ・給与等の勧告 ・不服申立等の審査 ・規則の制定 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法第8条 地方公務員法第8条 地方公務員法第8条 地方公務員法第8条 	3人 (0人)	4年	<p>[選任] 議会の同意を得て、知事が選任</p> <p>[罷免] 議会の同意を得て、知事が罷免</p>

1. 委員の主な業務内容

- 職員に関する条例の制定、改廃について議会及び長への意見提出
- 人事行政に関する調査、給与等の研究、職階制の計画
- 人事行政の運営及び給料表の改定、研修、勤務成績の評定、勤務条件の措置要求に関する勧告
- 職員の採用等のための競争試験・選考試験の実施、任用候補者名簿の作成・提示
- 労働基準監督機関としての職権の行使
- 勤務条件に関する措置要求を審査、判定し、必要な措置を執ること
- 不利益処分に関する不服申立ての審査、裁決又は決定をすること
- 委員会規則の制定・改正(主に地方公務員法や条例等の規定により、人事委員会規則により定めることとされている事項)

2-1. 活動内容及び活動回数(平成23年度実績)

※活動回数として把握できるものに限って記入。

項目	活動内容	詳細	委員長 又は 会長	委員 (2名)	計
定例会	定例委員会		22	44	66
臨時会			-	-	-
部会			-	-	-
その他活動	県議会出席		13	16	29
	研修会出席	・面接スキルアップ研修等	1	1	2
	会議出席	・近畿・東海・北陸人事委員会協議会 ・全国人事委員会連合会	4	3	7
	試験		3	6	9
	式典等出席		0	0	0
	審理	・不服申立てに関する口頭審理、証人喚問	3	6	9
	職員団体との面談		4	0	4
	その他	・勧告、説明交付等	6	2	8
合計			56	78	134

※委員長、委員の別(常勤委員を除く。)に記入してください。(委員については、延べ回数で記入してください。)

※「定例会」は毎月定例の委員会議、「臨時会」は臨時の委員会議、「部会」は特定の委員のみが参加する委員会議

※同じ日に複数の用務があった場合は、それぞれに回数を記入してください。(例:午前に定例会、午後に現地調査→「定例会」に1回、「その他」の「現地調査」に1回)

※複数日につき1回としてください。(宿泊を伴う2日間の会議→2回)

● 委員1人あたりの月平均活動回数

年度	H21	H22	H23
委員長又は会長	4.7回	3.1回	4.7回
委員	3.3回	3.6回	3.3回

● H21年度～H23年度の委員会議(定例会・臨時会・部会)の開催回数

	H21	H22	H23
定例会	23	24	22
臨時会	-	-	-
部会	-	-	-
合計	23	24	22

※1人あたりの月平均活動回数は、

「年間延べ活動回数÷委員会員数÷12月」で算出

2-2. 2-1に記入した活動内容以外に委員として従事する業務

- 職員の給与等に関する報告及び勧告文等の内容の検討及び確認
- 職員からの不服申立て及び措置要求事案の内容の把握・整理、意見陳述書や裁決案の内容の検討及び確認、電話やメールによる連絡調整
- 委員会に諮る暇がない場合の議題について、局長専決を行うことにつき、電話等による連絡調整(事前連絡)

3. 委員の業務量が分かる客観的なデータ(活動回数以外)

- 措置要求決定事項 2件
- 審査請求裁決事項 3件
- 審査請求及び措置要求にかかる郵送による事前連絡・資料送付 7件
- 審査請求の口頭審理 3件
- 審査請求及び措置要求案件についての討議(議決事項以外での討議) 3件
- 局長専決事項 5件(委員会を開く暇のないものについて事前連絡、後日委員会において報告)
- 改正委員会規則 21件

4. 委員に就任することにより受けける行動の制限や服務上の義務

- 議員等兼職の禁止
- 守秘義務
- 政治的行為の制限(委員の2人以上が同一の政党に属してはならない)

行政委員会名	主な職務権限	職務権限の根拠法令	委員人数 (うち常勤委員)	任期	任免手續
公安委員会	県警察の管理	警察法(第38条第3項)	3人 (0人)	3年	知事が、県議会の同意を得て、任命する。 (警察法第39条第1項)
	県警察の組織の細目を定めること	警察法(第58条)			
	県警察に対する監察の指示	警察法(第43条の2)			
	警察庁又は他の都道府県警察に対する援助要求	警察法(第60条)			
	行政処分等の実施	道路交通法、古物営業法他			

1. 委員の主な業務内容

- ・警察の管理のほか、法令・条例に基づく公安委員会規則の制定、警察に対する監察の指示、警察本部長等の任免への同意、警察本部長に対する懲戒又は罷免に関する勧告、自動車の運転免許や風俗営業、銃砲刀剣類の所持許可及び取消処分、指定暴力団への指定、交通規制等を行っている。
- ・毎週1回開催される定例会議に出席するほか、全国公安委員会連絡会議及び近畿管区内公安委員会連絡会議、県議会、警察署長会議等の各種会議への出席、警察学校入校式及び卒業式、近畿管区内優良警察職員表彰式、殉職警察官慰靈祭、永年勤続警察職員表彰式等の式典への出席、駐在所等勤務員に対する督撃巡視、地域安全運動県民大会、交通安全運動県民大会等の行事へ出席するなどの業務を行っている。

2-1. 活動内容及び活動回数(平成23年度実績)

※活動回数として把握できるものに限って記入。

項目	活動内容	詳細	委員長 又は 会長	委員 (2名)	計
定例会議			39	84	123
臨時会議			0	0	0
部会					
その他活動	県議会		13	17	30
	式典等出席		13	18	31
	研修会出席		7	16	23
	視察等		16	17	33
合計			88	152	240

※委員長、委員の別(常勤委員を除く。)に記入してください。(委員については、延べ回数で記入してください。)

※「定例会」は毎月定例の委員会議、「臨時会」は臨時の委員会議、「部会」は特定の委員のみが参加する委員会議

※同じ日に複数の用務があった場合は、それぞれに回数を記入してください。(例:午前に定例会、午後に現地調査→「定例会」に1回、「その他」の「現地調査」に1回)

※複数日における用務は、1日につき1回としてください。(宿泊を伴う2日間の会議→2回)

● 委員1人あたりの月平均活動回数

年度	H21	H22	H23
委員長又は会長	7.1回	9.2回	7.3回
委員	5.5回	5.9回	6.3回

※1人あたりの月平均活動回数は、

「年間延べ活動回数÷委員人数÷12月」で算出

● H21年度～H23年度の委員会議(定例会・臨時会・部会)の開催回数

	H21	H22	H23
定例会	43	44	45
臨時会	0	0	0
部会			
合計	43	44	45

2-2. 2-1に記入した活動内容以外に委員として従事する業務

○ 定例会議準備

定例会議の開催に先立ち、警察本部から議題等が報告され、事前に調査、法令研究等を行っている。

これは、公安委員会の権限事項である各種行政処分に対する不服申立てや行政訴訟に係る応訴、あるいは、犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定等は、公安委員会がその判断を誤れば、行政訴訟や国家公安委員会への審査請求等に発展するおそれがあることから、慎重な判断を要するところであり、過去の判例や法の解釈等の調査にも相当な時間と労力を要する。

○ 災害等の緊急事案発生時の対応

災害等の緊急事案発生時、警察本部から昼夜・場所を問わず、携帯電話等で直ちに報告を受ける態勢をとっているなど、平素から有事に備えている。

3. 委員の業務量が分かる客観的なデータ(活動回数以外)

定例会議案件数(平成23年中)

全体会議案件 463件(1回平均10.3件)

個別決裁案件 317件(1回平均 7.0件)

4. 委員に就任することにより受ける行動の制限や服務上の義務

○ 警察法関係

・ 地方公務員法第30条(服務の根本基準)、同第31条(服務の宣誓)、同第32条(法令等に従う義務)、同第33条(信用失墜行為の禁止)、同第34条(守秘義務)及び同第38条(営利企業等の従事制限)の準用。

・ 地方公共団体の議員、職員との兼業禁止、政党その他の政治的団体の役員への就任及び積極的な政治運動の禁止

・ 2人以上が同一政党に所属することの禁止。

○ 奈良県公安委員会の委員の服務に関する規則関係

・ 委員及び委員と親子又は夫婦の関係にある者による公安委員会の許認可、届出を要する事業団体役員等への従事制限

行政委員会名	主な職務権限	職務権限の根拠法令	委員人数 (うち常勤委員)	任期	任免手続
労働委員会	○不当労働行為事件の審査	労働組合法(以下「労組法」という。)7条、同法27条から27条の18	15人 (0人)	2年	使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、都道府県知事が任命する(労組法19条の12第3項)。
	○労働争議の調整(あっせん、調停、仲裁)	労働関係調整法(以下「労調法」という。)10条から35条、地方公営企業等の労働関係に関する法律4条、14条、15条			
	○労働組合の資格審査	労組法5条1項、同法11条1項			
	○個別労働関係紛争のあっせん	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律20条1項			
	○労働委員会が発出した救済命令等の処分に関する県を被告とする訴訟について、県を代表	労組法27条の23第項			

1. 委員の主な業務内容

労働委員会の委員は、上述の職務権限に記載した権限について適正に行使すべき責務を負っているが、これらの権限を行使できる委員が限定されている場合があり、その具体的な内容を以下に記載する。
ア、不当労働行為事件の審査
救済申立てがあると、公益委員は審査委員として審査を指揮し、労働者委員及び使用者委員は審査手続に参与する。
イ、労働争議の調整
あっせん、調停及び仲裁のうち、一般的なあっせんの場合は、総会決議に基づいて委員等からあっせん員候補者を委嘱し、その中から事件ごとに公労使各1名のあっせん員を会長が指名し、指名されたあっせん員があっせんを行う。
ウ、労働組合の資格審査
公益委員だけで構成する公益委員会議において、申請のあった労働組合が労組法に適合する労働組合かどうかの判定を行う。
エ、個別労働関係紛争のあっせん
上記イの労働争議のあっせんと同じ

2-1. 活動内容及び活動回数(平成23年度実績)

*活動回数として把握できるものに限って記入。

項目	活動内容	詳細	委員長 又は 会長	委員 (14名)	計
定例会	月2回 ただし、8、12月は1回	あっせん・不当労働行為事件の進捗状況や公益事業における争議行為の状況の報告、広報活動や事件処理の改善策の検討、全国・近畿諸会議の復命や研修内容の報告、等			
臨時会	新委員任命後に1回	平成24年1月に実施し、会長、会長代理等の選出を行った。	22	282	304
部会	公益委員会議(不定期)	不当労働行為事件の合議や労働組合資格審査等を行った。	1	14	15
	県議会	出席せず。	8	32	40
	式典等出席	関係機関・団体の記念式典に出席。	-	-	-
	研修会、研究会出席	全国・近畿ブロックの諸会議及び奈良県独自の研究会への出席。	5	0	5
その他活動	不当労働行為救済申立事件の審査、和解手続	審査では、当事者の主張及び証拠の整理等を行う調査や、当事者が主張・立証等を行う審問があり、さらに事件の円満解決を図るために和解手続が積み重ねられた。	14	87	101
	あっせん	労使間での紛争を解決するために、あっせん員が間に介入して、紛争の解決に向けて助力を行った。	5	56	61
	PR活動、その他	街頭啓発、労働相談、等。	3	53	56
	合計		65	552	617

*委員長、委員の別(常勤委員を除く)に記入してください。(委員については、延べ回数で記入してください。)

*「定例会」は毎月定例の委員会議、「臨時会」は臨時の委員会議、「部会」は特定の委員のみが参加する委員会議

*同じ日に複数の用務があった場合は、それぞれに回数を記入してください。(例:午前に定例会、午後に現地調査→「定例会」に1回、「その他」の「現地調査」に1回)

*複数日にまたがる用務は、1日につき1回としてください。(宿泊を伴う2日間の会議→2回)

● 委員1人あたりの月平均活動回数

H21年度～H23年度の委員会議(定例会・臨時会・部会)の開催回数

年度	H21	H22	H23
委員長又は会長	5.4回	5.1回	5.4回
委員	3.4回	3.1回	3.3回

	H21	H22	H23
定例会	21	22	22
臨時会	1	0	1
部会	6	13	8
合計	28	35	31

*1人あたりの月平均活動回数は、

「年間延べ活動回数÷委員人数÷12月」で算出

2-2. 2-1に記入した活動内容以外に委員として從事する業務

不当労働行為事件の申立てがあり、審査手続が始まると、当事者双方から、申立書、答弁書、主張を証明する証拠書等が提出されてくるが、その数量は数10点から、多い場合には100点を超えることもある。事件を担当する審査委員(公益委員から選出)及び参与委員(労使各側委員から選出)は、これら証拠書等の検討を自ら行うことにより、当該事件への理解を深めていくことになるが、こういった検討作業は、各委員の自宅等における活動によるものであり、勤務日数と直接関係するものではない。そして、審査手続が最後まで進むと命令を発することとなるが、この命令は、裁判所の判決にあたるもので、内容や分量も判決文に匹敵するするようなものであり、その作成には多くの労力を要する。命令案作成は、通常、審査委員の指示に基づき事務局が案を作成し、2～4回の公益委員会議で合議され、決定されるが、そのつどの命令案及び関連資料の精説は各公益委員が自宅等において行い、会議ではもっぱら意見の調整を図っている。

また、労働争議の調整や個別労働関係紛争にかかるあっせんにおいても、あっせん員に指名された公労使委員は、申請書や関連資料、被申請者からの主張書面等は、自宅等において精読し理解を深めたうえで、あっせんの場に臨んでいる。

そして、こうした事件に対応するため、各委員は、日頃から自宅等において、労働問題や労働法に対する研究や知識の習得が欠かせない。

さらに会長については、上記以外に総会の進行についての協議や、法令に基づく審査委員の選任やあっせん員の指名など様々な決定事項をしなければならず、そのための事務局との打合せ等は労働委員会の庁舎以外で行っている。

3. 委員の業務量が分かる客観的なデータ(活動回数以外)

○不当労働行為の審査事件数

区分	前年度からの継続	新規申立	係属件数	終結件数	
				うち命令件数	
21年度	4	5	9	4	0
22年度	5	1	6	6	4
23年度	0	3	3	2	1

○平均処理日数

区分	21年度	22年度	23年度
全終結事件	222	346	189
命令・決定事件	-	450	114

○労働争議の調整(あっせん)

区分	21年度	22年度	23年度
新規申請件数	7	4	8
終結件数	6	4	8

○個別労働関係紛争のあっせん

区分	21年度	22年度	23年度
新規申請件数	8	3	6
終結件数	9	3	6

○労働組合資格審査の受付状況

区分	21年度	22年度	23年度
申立件数	17	5	13
係属数	5	3	0
決定件数	9	4	10
取下げ件数	5	1	2

4. 委員に就任することにより受ける行動の制限や服務上の義務

- 政治活動の制限として、本県の場合、公益委員は5名であるから、2人以上の公益委員が同一の政党に所属してはならない。公益委員が自己の行為により政党所属制限規定に抵触したときは、当然退職するものとされている(労組法19条の12第4項及び第5項)。
また、公益委員は、国会又は地方公共団体の議会の議員や特定の労働組合の組合員もしくは役員になることができない(労組法19条の4第2項)。
- 守秘義務として、労働委員会の委員や委員であった者は、その職務に関して知得した秘密を漏らしてはならない(労組法23条)とされ、罰則規定が設けられている(労組法29条)。

行政委員会名	主な職務権限	職務権限の根拠法令	委員人数 (うち常勤委員)	任期	任免手続
監査委員	一般監査(定期監査及び行政監査等)	地方自治法第199条第2項、第4項	4人 (1人)	4年 (諸員の中から選任される者は議員の任期)	議会の同意を得て知事が選任
	特別監査(財政的援助団体等監査、住民監査請求、議会又は長の要求監査)	地方自治法第199条第6項、第7項、第242条第4項、第98条第2項			
	審査(決算審査及び財政健全化判断比率審査等)	地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項			
	例月現金出納検査	地方自治法第235条の2第1項			

1. 委員の主な業務内容

- 監査委員は、公正で、合理的かつ効率的な行政の確保のため、以下の観点から、地方公共団体の事務が適正に執行されているかの監査等を行う。
- ・地方自治法を始めとする各種法令の定めるところに従い適切に行われているか
 - ・住民の福祉の増進に寄与しているか
 - ・最小の経費で最大の効果を挙げるようにしているか
 - ・組織及び運営の合理化に努めているか
- 各監査等の結果に関する報告及び公表
- 当該普通地方公共団体の組織及び合理化に資するための意見の提出

2-1. 活動内容及び活動回数(平成23年度実績)

※活動回数として把握できるものに限って記入。

項目	活動内容	詳細	委員長 又は 会長	委員 (3名)	計
定例会	一般監査・財政的援助団体等監査・審査等	委員監査・例月現金出納検査・委員協議会・決算審査	-	138	138
臨時会	住民監査等	住民監査請求に基づく監査	-	45	45
部会	-	-	-	-	-
その他活動	県議会	本会議及び常任委員会(初度)	-	-	-
	式典等出席	-	-	-	-
	研修会出席	-	-	-	-
	会議等出席	全都道府県監査委員協議会連合会総会、近畿府県監査委員会協議会、その他の会議の出席	-	1	1
合計			-	184	184

※委員長、委員の別(常勤委員を除く。)に記入してください。(委員については、延べ回数で記入してください。)

※「定例会」は毎月定例の委員会議、「臨時会」は臨時の委員会議、「部会」は特定の委員のみが参加する委員会議

※同じ日に複数の用務があった場合は、それぞれに回数を記入してください。(例:午前に定例会、午後に現地調査→「定例会」に1回、「その他」の「現地調査」に1回)

※複数日における用務は、1日につき1回としてください。(宿泊を伴う2日間の会議→2回)

● 委員1人あたりの月平均活動回数

● H21年度～H23年度の委員会議(定例会・臨時会・部会)の開催回数

年度	H21	H22	H23
委員長又は会長	-	-	-
委員	4.4回	4.7回	5.1回

	H21	H22	H23
定例会	135	142	138
臨時会	18	24	45
部会	-	-	-
合計	153	166	183

※1人あたりの月平均活動回数は、

「年間延べ活動回数÷委員人数÷12月」で算出

2-2. 2-1に記入した活動内容以外に委員として從事する業務

代表監査委員は常勤となっている。

- ・一般監査、特別監査等に必要な調査、報告書、附属資料の読み込み及び調査
- ・決算審査財政健全化判断比率審査に必要な決算書、報告書、附属資料の読み込み及び調査
- ・監査結果報告、決算審査意見書、財政健全化判断比率審査等意見書、附属資料の読み込み及び検討
- ・監査委員協議会、住民監査請求等の資料の読み込み及び検討

3. 委員の業務量が分かる客観的なデータ(活動回数以外)

【住民監査請求】	【定期監査】	※()書きは、財政援助団体等にかかるもので内数である。
平成21年度 3件	平成21年度 監査執行所属数 244(14)所属	指摘 15(0)件 注意 59(9)件 意見 40(7)件
平成22年度 1件	平成22年度 監査執行所属数 244(16)所属	指摘 17(1)件 注意 48(6)件 意見 15(4)件
平成23年度 3件	平成23年度 監査執行所属数 243(14)所属	指摘 35(1)件 注意 97(7)件 意見 50(9)件

4. 委員に就任することにより受ける行動の制限や服務上の義務

【行動の制限】

- ・地方公共団体の職員、検察官、警察官、収税吏員、公安委員会委員との兼職の禁止
- ・請負等の禁止、立候補の制限

【服務上の義務】

- ・守秘義務

行政委員会名	主な職務権限	職務権限の根拠法令	委員人数 (うち常勤委員)	任期	任免手續
収用委員会	土地等の収用又は使用的裁決、和解調書の作成、協議の確認等を行う	土地収用法	7人 (0人)	3年	都道府県の議会の同意を得て、都道府県知事が任命する
	損失補償に関する裁決を行う	道路法ほか			
	緊急裁決・補償裁決を行う	公共用地の取得に関する特別措置法			
	土地等の価格について裁決を行う	都市計画法ほか			
	損失補償に関して意見を述べる	森林法ほか			

1. 委員の主な業務内容

収用委員会は、公共の利益の増進と私有財産との調整を図るために、土地収用法に基づいて各都道府県におかれている準司法的な機能を持つ行政委員会であり、裁決申請に基づいて審理や調査を行い、適正な補償金の額などを最終的に裁決という形で決定する。
委員は、独立した執行機関の委員としての行政責任を担いながら、専門的な知識、見識に基づき職務を行っているものであり、定期的に開催される委員会や諸会議への出席のほか、随時、審査事案の調査や検討などを行う。

2-1. 活動内容及び活動回数(平成23年度実績)

※活動回数として把握できるものに限って記入。

項目	活動内容	詳細	委員長 又は 会長	委員 (6名)	計
会議			24	142	166
研修会出席			2	1	3
協議会出席	近畿収用委員会連絡協議会		0	3	3
その他活動	事務局との打合せ	事務局での打合せ	0	1	1
	審理		4	23	27
	現地調査		2	7	9
	合計		32	177	209

※委員長、委員の別(常勤委員を除く。)に記入してください。(委員については、延べ回数で記入してください。)

※「定例会」は毎月定例の委員会議、「臨時会」は臨時の委員会議、「部会」は特定の委員のみが参加する委員会議

※同じ日に複数の用務があった場合は、それぞれに回数を記入してください。(例:午前に定例会、午後に現地調査→「定例会」に1回、「その他」の「現地調査」に1回)

※複数日にまたがる用務は、1日につき1回としてください。(宿泊を伴う2日間の会議→2回)

● 委員1人あたりの月平均活動回数

年度	H21	H22	H23
委員長又は会長	3.1回	2.5回	2.7回
委員	2.3回	2.3回	2.5回

※1人あたりの月平均活動回数は、

「年間延べ活動回数÷委員人数÷12月」で算出

● H21年度～H23年度の委員会議(定例会・臨時会・部会)の開催回数

	H21	H22	H23
定例会	24	24	24
臨時会	-	-	-
部会	-	-	-
合計	24	24	24

2-2. 2-1に記入した活動内容以外に委員として従事する業務

- (1)裁決申請事件の内容把握、問題点整理のための資料の読み込み及び調査を行う。
- (2)裁決書案等の内容を検討する。
- (3)審査請求及び裁決取消訴訟に対応するため、準備書面等の内容を検討する。
- (4)その他、期日外での必要な専門的知見の提供ほか(鑑定人候補推薦、即決対応の法律実務相談など)。

3. 委員の業務量が分かる客観的なデータ(活動回数以外)

○処理件数の推移	取扱件数(件)				処理件数(件)				総件数(件)
	年度	継続	申請	合計	裁決	和解	取下げ	合計	
	21	2	8	10	2	0	6	8	2
	22	2	8	10	3	1	0	4	6
	23	6	2	8	6	0	2	8	0
○平均処理日数の推移(取下げを除く)	年度	日数							
	21	443							
	22	219							
	23	220							

4. 委員に就任することにより受ける行動の制限や服務上の義務

(1)兼業禁止及び政治活動の制限

- ①地方公共団体の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員若しくは地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。
- ②教育委員になれない。
- ③人事委員及び公平委員になれない。
- (2)守秘義務
職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様である。

行政委員会名	主な職務権限	職務権限の根拠法令	委員人数 (うち常勤委員)	任期	任免手續
内水面漁場 管理委員会 (①答申・②建議・③決定)	①漁業権の免許内容、漁場計画の樹立 ①奈良県漁業調整規則の制定・改廃等 ①遊漁規則の制定又は変更認可 ②漁場計画を策定すべき旨の意見具申 ③水産動植物の採捕等に関する制限又は禁止等の指示	漁業法第11条 " 第65条第7項 " 第129条 " 第11条第3項 " 第67条第1項	10人 (0人)	4年	漁業を営む者を代表すると認められる者、水産動植物の採捕をする者を代表すると認められる者、学識経験がある者の中から知事が選任する。(漁業法第131条第2項)

1. 委員の主な業務内容

県内の内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項(漁業権の免許、増殖計画の策定・認定、漁業の許可、採捕の制限・禁止、紛争の防止・調整、調整規則の制定等)を処理する。(漁業法第130条第3項)

2-1. 活動内容及び活動回数(平成23年度実績)

※活動回数として把握できるものに限って記入。

項目	活動内容	詳細	委員長 又は 会長	委員 (9名)	計
定例会	-	-	-	-	-
臨時会		遊漁規則の変更、水産動植物の採捕等に関する制限及び禁止等の指示、増殖実績・計画数量について	2	14	16
部会	-	-	-	-	-
その他活動	県議会 式典等出席 研修会出席 協議会出席	全国内水面漁場管理委員会連合会総会出席 " 研修会出席 " 中日本ブロック協議会出席	1 1 2	0 0 0	1 1 2
	合計		6	14	20

※委員長、委員の別(常勤委員を除く。)に記入してください。(委員については、延べ回数で記入してください。)

※「定例会」は毎月定例の委員会議、「臨時会」は臨時の委員会議、「部会」は特定の委員のみが参加する委員会議

※同じ日に複数の用務があった場合は、それぞれに回数を記入してください。(例:午前に定例会、午後に現地調査→「定例会」に1回、「その他」の「現地調査」に1回)

※複数日にまたがる用務は、1日につき1回としてください。(宿泊を伴う2日間の会議→2回)

● 委員1人あたりの月平均活動回数

年度	H21	H22	H23
委員長又は会長	0.58回	0.5回	0.5回
委員	0.19回	0.16回	0.13回

●H21年度～H23年度の委員会議(定例会・臨時会・部会)の開催回数

	H21	H22	H23
定例会	-	-	-
臨時会	3	2	2
部会	-	-	-
合計	3	2	2

※1人あたりの月平均活動回数は、

「年間延べ活動回数÷委員人数÷12月」で算出

2-2. 2-1に記入した活動内容以外に委員として従事する業務

議事録確認、漁場調査等

3. 委員の業務量が分かる客観的なデータ(活動回数以外) 平成23年度

詰問・答申事項－2議案(3件)、決定事項(指示)－2議案(2件)、その他(報告)－2議案(5件)
--

4. 委員に就任することにより受ける行動の制限や服務上の義務

委員に就任することにより課される責任――――――漁業法等に基づく事務権限の適正な管理執行 委員に就任することにより受ける制限や不利益――都道府県の議会の議員との兼職禁止、就職の制限、正当な理由がない辞職の禁止

教育長について

主な職務権限	職務権限の根拠法令	任期	任免手続
教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務を司る	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条・第20条		教育委員として、地方公共団体の長が議会の同意を得て任免(地教行法第4条)
		4年	教育委員で互選のうえ教育委員会が任命(地教行法第16条)

●教育長の主な業務内容

- 教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。(地教行法第17条)
- 教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言する。(地教行法第17条)
- 教育委員会事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。(地教行法第20条)

○奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則
(昭和二十八年八月十四日 奈良県教育委員会規則第八号)

(目的)

第一条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第二十六条第一項の規定に基き、奈良県教育委員会(以下「委員会」という。)の権限に属する事務の一部を教育長に委任し、及び臨時代理させることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(権限委任)

第二条 委員会は次に掲げる事項を除きその権限に属する事務を教育長に委任する。

- 一 委員会規則及び規程の制定改廃
- 二 委員会の所管に属する学校その他の教育機関並びに市町村立学校(各種学校を含む。)の設置及び廃止
- 三 学校の教育課程の大綱及び学校教育指導の一般方針の決定
- 四 教科書その他の教材の取扱の一般方針の決定
- 五 教科用図書の採択地区の設定及び変更
- 六 委員会の所管に属する学校その他の教育機関の施設及び設備の整備計画の決定
- 七 事務局及び委員会所管の学校(市町村立義務教育諸学校を含む。)その他教育機関の職員の人事の基本方針の決定
- 八 教育長並びに事務局及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関(市町村立義務教育諸学校を含む。)の職員の任免、分限、懲戒処分
- 九 社会教育委員その他の法令又は条例規則に基く各種委員の委嘱及び解嘱
- 十 委員会所管の学校(市町村立義務教育諸学校を含む。)の職員にかかる勤務時間その他の勤務条件の決定
- 十一 事務局及び委員会所管学校(市町村立義務教育諸学校を含む。)その他教育機関職員の研修の一般方針の決定
- 十二 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒児童及び幼児の保健安全厚生及び福利の一般方針の決定
- 十三 教育に関する事務の管理及び執行の状況に関する点検並びに評価
- 十四 教育に関する予算及び議会の議決を経るべき議案についての意見の申出
- 十五 市町村に対する指導、助言及び援助の基本方針の決定並びに措置の要求
- 十六 高等学校の通学区域の設定又は変更並びに入学者選抜方針の決定
- 十七 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)施行上特に重要な事項の決定
- 十八 奈良県指定文化財に係る指定、選定、認定、解除及び損失補償
- 十九 重要な行事の決定及び教育委員会表彰
- 二十 陳情の処理及び争訟に関すること。
- 二十一 教育関係職員の組織する職員団体との重要な交渉
- 二十二 教育に関する法人の設立許可及び許可の取消し

- 二十三 教育職員の免許状の授与、取上げ、書換え及び再交付並びに単位の授与
- 二十四 社会教育主事の資格の認定
- 二十五 法令又は条例若しくは規則に基づく登録、免許及び指定(第十八号に掲げる指定を除く。)
- 二十六 個人情報の保護及び行政文書の開示等に関すること。

第三条 教育長は、前条の規定にかかわらず委任された事務について重要、かつ、異例の事態が生じたときこれを委員会の決定にからしめることができる。

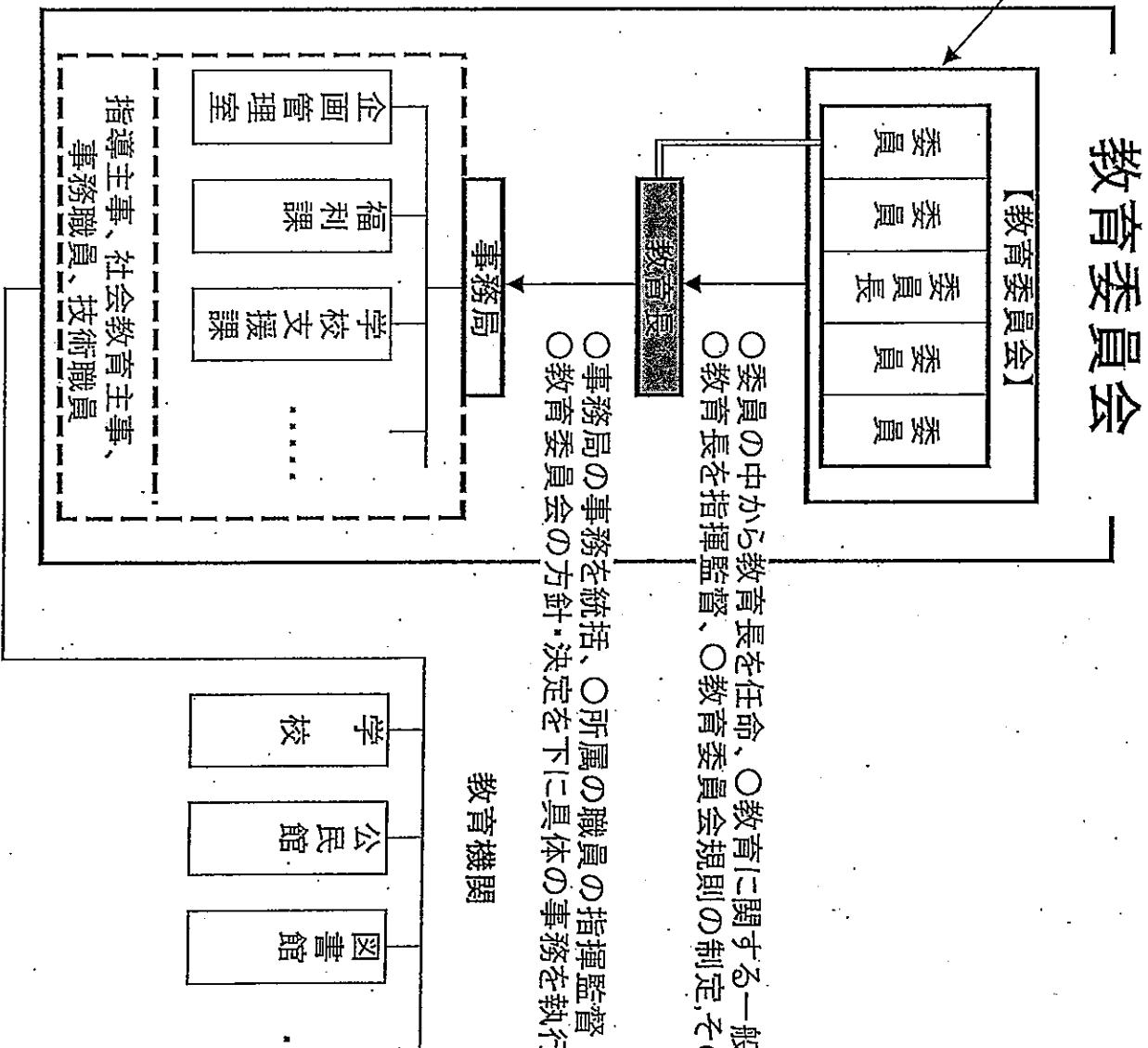
第四条 委員会は、その議決に基き第二条各号に掲げる事務(ただし、法律第二十六条第二項各号に規定するものを除く。)につき教育長に委任し教育長をして臨時に代理させ、又は専決させることができる。

2 教育長は、緊急やむを得ないときは前項の規定にかかわらず、委員会の議決を経ることなく第二条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。この場合においては教育長は次の委員会の会議に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会の組織のイメージ



教育委員会事務局各課の業務内容

企画管理室

- 教育委員会内の総務・連絡調整に関すること
- 教育委員会内の人事・給与・組織定数に関すること
- 教育委員会の予算・決算・経理に関すること
- 教育施策の企画調整並びに教育委員会の文書法令、統計調査、広報及び法人に
関すること

福利課

- 総務・経理、社会保険に関すること
- 公立学校共済組合（長期）に関すること
- 公立学校共済組合（短期）、教職員の福利厚生、福祉事業に関すること

学校支援課

- 県立学校施設の整備、市町村立学校施設の助成に関すること
- 授業料、奨学金に関すること

教職員課

- 総務・経理に関すること
- 教職員の給与に関すること
- 教職員の定数及び学級編制、教員免許に関すること
- 小・中学校の教員人事に関すること
- 教員人事の企画立案、採用計画の策定等に関すること
- 県立学校の教員人事に関すること

学校教育課

- 県立学校の総務・経理に関すること
- 高等学校入学者選抜等に関すること
- 小・中学校教育に関すること
- 高等学校教育に関すること
- 幼児教育に関すること
- 特別支援教育に関すること

生徒指導支援室

- 生徒指導全般に関すること
- 生徒指導・訪問指導に関すること

人権・社会教育課

庶務・会計に関すること
人権教育推進のための指導、研修、補助事業に関すること
学校・地域連携事業に関すること、高等学校卒業程度認定試験等に関すること
家庭教育の啓発と支援に関すること

保健体育課

児童生徒の体力向上に関すること
学校保健・学校安全・学校給食・食育・教職員の労働安全衛生に関すること
学校体育関係団体、学校運動部活動に関すること

文化財保存課

庶務・民俗文化財、美術工芸、銃砲刀剣の登録に関すること
有形文化財（建造物）、文化財防災に関すること
記念物・史跡の指定並びに現状変更、埋蔵文化財に関すること

文化財保存事務所

文化財の修理等の受託、出張所に関すること

奈良県立教育研究所

庶務・会計に関すること
学校経営にかかる研修に関すること、調査・研究に関すること
教職員の研修に関すること
教育にかかる調査・研究に関すること、カリキュラム支援に関すること、
教科等にかかる研修に関すること、J E T事業に関すること
各種調査分析、教育の情報化等に関する研究・支援、教育広報番組の制作・
放送、教材コンテンツの制作・提供、視聴覚教育の推進に関すること
来所、電話、カウンセラーの派遣等による教育相談に関すること
特別支援教育にかかる調査研究、研修及び教育相談に関すること
社会教育関係者の研修・社会教育指導者の養成等に関すること
小学校の学校経営及び教育活動全般に関すること
中学校の学校経営及び教育活動全般に関すること
県立学校の学校経営及び教育活動全般に関すること